



わかさ

消防だより

編集・発行

若狭(組)消防本部

小浜市大手町7-8

TEL 53-0119(代)

<https://www.wakasa-fd.jp>

第93号



水陸両用バギー(手前)と津波・大規模風水害対策車(奥)

秋の火災予防運動

11月9日(火)から11月15日(月)まで

2021年度全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末



新消防車両の紹介をします

●津波・大規模風水害対策車



令和3年3月に総務省消防庁より緊急消防援助隊車両として若狭消防組合に配備され、6月1日から運用を開始しています。

津波や大規模風水害による冠水地域での人命救助に特化した特殊消防車両で、がれきが山積する現場や広範囲に浸水が続く現場に対応するため、水陸両用バギーやFRPボート、ライフジャケット等の資機材を積載装備しています。

●水陸両用バギー

津波・大規模風水害対策車に積載されており、スラローム、斜面上昇・降下、不整地走行、水上航行等の高い走破性を有し、冠水地域において機動的な人命救助活動が期待されています。



●資機材搬送車



令和3年6月、資機材搬送車を更新配備しました。旧車両に引き続き、緊急消防援助隊福井県隊の後方支援隊として登録している車両です。荷台はアルミ製ボックスタイプとなっており、水難救助活動時の救助用ボートおよび資機材等を積載する場合などにも活用しています。

●名田庄救急車

令和3年3月、名田庄分署の高規格救急車を更新しました。2代目となる新型車両は車両性能が向上し、さらに当消防組合初となる自動心臓マッサージ機を積載するなど救急資器材においても増強され、迅速かつ効率的な救命活動が行えるようになりました。



福井県ドクターヘリ運用開始



福井県は令和3年5月24日ドクターヘリの単独運航を開始しました。

ドクターヘリとは、専用ヘリコプターに医師、看護師らが搭乗し、救急現場近くのランデブーポイント（救急車とドクターヘリが合流する場所）に降り立ち、傷病者に対し早期治療を開始するとともに、適切な医療機関へ早期搬送することを目的としています。

この福井県ドクターヘリは、福井県立病院を拠点とし、若狭消防組合から119番通報内容や傷病者の状況により、ドクターヘリを要請すると離陸から約20分で若狭消防管内に到着します。ランデブーポイントでは救急隊や消防隊と共同して安全を確保し救急活動に当たりますので、御理解と御協力をお願いします。

また、平成30年9月から共同運航している京滋ドクターヘリ（関西広域連合）についても継続しています。

防火ポスター審査結果

令和3年度 福井県防火ポスター応募作品



青郷小学校
4年 川畑和之



今富小学校
5年 吉田楓椋



小浜美郷小学校
6年 武内結花

防火ポスター展開催のお知らせ

期間：令和3年11月2日（火）から11月28日（日）

場所：福井県子ども家族館（おおい町成海）

作品：推薦および特選の作品42点を展示

推薦「若狭消防組合管理者賞」

学校名	学年	氏名
野木小学校	1年	河原陽菜
小浜小学校	2年	手倉森未桜
小浜美郷小学校	2年	坪内陽路
小浜美郷小学校	3年	高鳥歩子
雲浜小学校	3年	清水彩菜
小浜小学校	4年	中野世堂
加斗小学校	4年	鳥奥叶羽
青郷小学校	4年	川畑和之
今富小学校	5年	吉田楓椋
加斗小学校	5年	地村心汰
西津小学校	5年	小松結咲
小浜美郷小学校	6年	武内結花
上中中学校	1年	森下咲来
上中中学校	1年	清水愛加
上中中学校	2年	正木夕弦

～消防団活動に従事されている消防団、消防団員を紹介します～



今回は、おおい消防団第5分団長の糀谷長史さんをご紹介します。糀谷さんは、れいなん森林組合名田庄支所で林業をされており、通常の業務と併せて山地内の地形や水脈、樹木等の異変の確認など、自然災害の未然防止と拡大防止に御尽力されています。

令和2年度からは、分団長としてその職責を自覚し、団員はもとより地域住民からの信望も厚く、統率力のある方です。

また、防災士の資格も取得され、町内の各種訓練や防火行事にも積極的に参加し町内の方々と顔の見える密接な関係を築くとともに、地域住民の安心と安全を守るため、防火防災のリーダーとして御活躍されています。



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 

1 寝たばこは絶対しない、させない
- 

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 

3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

設置義務です 住宅用火災警報器



「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」が、「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」へ改正されました。

死者の発生した住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、こんろです。これらの火災を起こさないために「4つの習慣・6つの対策」を心がけましょう。

中でも「対策2」にあるように、住宅用火災警報器の設置は法施行から15年（完全義務化から10年）が経過し、あなたのお宅にも設置が義務付けられています。また、設置後も機能を維持するために点検を年に2回、春と秋の火災予防運動期間に実施する習慣をつけましょう。異常がある場合または10年を経過した場合は新しいものに交換しましょう。